

## 高座清掃施設組合告示第19号

高座清掃施設組合屋内温水プール条例第6条第1項及び本郷老人福祉センター条例第6条第1項により、地方自治法第244条の2第3項の規定する指定管理者を、下記により募集します。

令和8年9月17日

高座清掃施設組合  
組合長 内 野 優

### 記

#### 1 応募条件等について

##### (1) 応募者の資格

同類施設の管理運営業務の実績を有し、施設の管理業務を円滑に遂行できる法人その他の団体（法人格の有無は問いません。）

なお、指定管理者の指定にあたっては、高座清掃施設組合議会の指定管理者の指定の議決が必要となります。

(ア) 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が図れる者

(イ) 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的、人的能力を有している者

(ウ) 当組合の特別職（以下「組合長等」という。）、行政委員会委員及び議員の職にある者が役員となっていない法人

##### (2) 欠格事項

本プロポーザル告示日現在から指定管理者候補者決定の期間までにおいて、次の（ア）から（ス）に該当する団体は、プロポーザルに参加し、指定管理者候補者になることができません。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により当組合における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 構成市の指名停止措置を受けている者

(ウ) 破産法の規定による破産手続き開始の申立てをしている者

(エ) 会社更生法の規定による更正手続き中の者

(オ) 民事再生法に基づく再生手続き中の者

(カ) 国税又は地方税を滞納している者

(キ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていない者

- (ク) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定取消しを受けてから2年間が経過していない者
- (ケ) 指定管理者の募集において、虚偽申請により選外となった経緯がある者
- (コ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体
- (サ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与している者
- (シ) プール条例第7条第2項及びセンター条例第7条第2項に該当する者
- (ス) その他、法令等に違反している者

## 2 対象施設

- (1) 高座施設組合屋内温水プール
- (2) 本郷老人福祉センター 本郷荘

なお、上記(1)及び(2)については、一括管理といたします。

※ 本郷荘は、令和10年度に竣工を予定している(仮称)地域交流温浴センターの供用開始に合わせて閉館することを予定しています。よって本郷荘の指定期間は、本郷荘閉館までとします。

## 3 募集方法等

- (1) 募集方法

公募

詳細については高座施設組合屋内温水プール・本郷老人福祉センター指定管理者募集要項をご覧ください。

- (2) 募集要項配布期間

令和8年9月17日(木)から10月9日(金)まで

- (3) 募集要項配布方法

高座清掃施設組合ホームページからダウンロード

<https://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/>

## 【問い合わせ先】

〒243-0417

神奈川県海老名市本郷1番地の1

高座清掃施設組合 総務課財務係

(指定管理者選定委員会事務局)

TEL 046-238-2094 FAX 046-238-6010

E-mail [keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp](mailto:keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp)

URL <https://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/>